

特許訴訟情報の取得

藤井 保夫*

企業活動が技術革新により特許権に大きく依存していることから、企業が意思決定を行うに際して、特許権の個別的な実情を知ることが必要である。そのために、訴訟情報は欠かすことができない。日本の特許/知財訴訟情報の本体は、紙媒体上に存在する。その情報は、判決言渡しが無い訴訟であっても、裁判の公開性の原則にしたがって、国民に公開されている。この訴訟情報を得るために訴訟番号と当事者名と管轄裁判所の担当部とを知る必要があるが、これらは、開廷された訴訟の情報を電子化してインターネット上にある「知財提訴データベース」から知ることができる。米国の特許訴訟に関する情報は、全てが、電子化されて公開されている。「米国訴訟日報」では、特許訴訟の管轄裁判所 90 カ所以上から、ほとんどの場合、提訴の翌日には、訴状など訴訟の内容を知る手がかりが得られ、裁判記録も、電子ファイルとしてインターネット上のデータベースから得られる。

キーワード：特許訴訟情報、日本、米国、電子化

1. はじめに

特許訴訟情報は、特許権がどのように争われているかを示す情報である。技術革新の時代に入り、企業は、自己の事業の成否を特許権に依存する傾向がますます強くなってきている。しかし、特許権はその対象とする客体が、抽象的な思想であるため、不明確になりやすいという特徴がある。企業は、自己の事業が依存している特許権を不明確のままにしたくないのは当然のことである。そのため、事業基盤を磐石なものにするために、重要な特許に関する訴訟情報をタイムリーに入手し、これを日々確認し、事業運営を行う必要がある。また、これも技術革新に起因するが、多くの企業が意思決定を早期に行う必要があり、その場面でも特許訴訟情報は判断材料として必須になっている。

訴訟は、判決が言い渡されて初めて権利関係が確定するが、判決が言い渡されるまでには、早くも数年、長引けば 5 年以上の年月がかかる。しかし、企業は権利関係が確定していなくても、自己の事業について可能な限り早期にかつ正確に意思決定しなければならない。多くの企業では、判決の言渡しがあろうがなかろうが、訴訟の有無、争点、当事者等の訴訟情報を入手し、これらの情報を基に和解の可能性を含めて、自社への影響を考慮し、意思決定に活かすことが重要になっている。

2. 日本の訴訟情報

2.1 日本の訴訟情報の概観

日本においては、特許を含む知的財産に関する訴訟は、その専属管轄権を持つ東京地方裁判所、大阪地方裁判所ならびに知的財産高等裁判所で受け付けることができる。す

べての知財訴訟はこれら 3 カ所の裁判所で行われ、不服がある場合は、最高裁に上訴することができる。

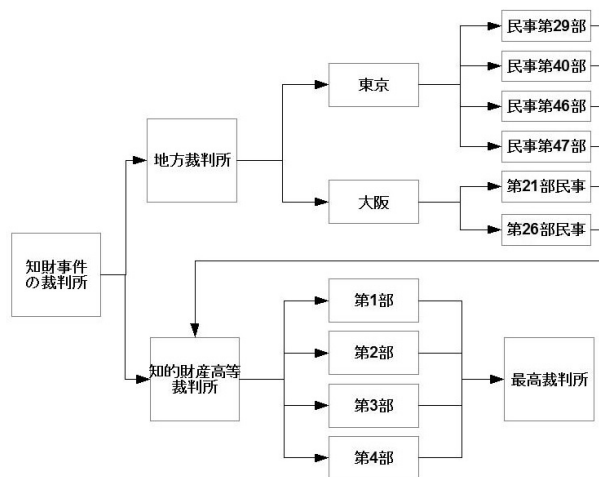


図 1 弁護士小林幸夫レジュームから転載（一部編集）

東京地裁は、知財担当部（第 29 部、第 40 部、第 46 部、第 47 部）、大阪地裁は、民事第 21 部、及び第 26 部、知財高裁は第 1、2、3、及び 4 部が受け付けた訴訟の記録を、紙媒体上に保存している。

この紙媒体上にある情報は、日本の訴訟情報の本体であり、裁判の公開の原則のもと、国民に公開されている。判決の言渡しに至る以前の事件についても、各裁判所の記録係で閲覧申請して、誰でもその記録を閲覧することができる。この事件記録で閲覧できるものは、訴状や答弁書だけではなく、当事者が裁判所で勝訴することを目指して主張、反論、弁駁するために作成した書類の全てである。従って、事件記録を閲覧することによって、誰でも、当事者が特定特許権について何を主張し、何を抗弁しているかを知ることができる。

しかし、このような訴訟情報本体である事件記録にアク

*ふじい やすお 有限会社パテントヒンメル
〒102-0071 東京都千代田区富士見 2-2-11 Inoue Bldg.
E-mail: info@s-nippo.com (原稿受領 2016.5.28)

セスするためには、そもそも、訴訟が存在するか否か、また、存在するのであれば、その事件の番号と裁判所担当部を知る必要がある。日本の訴訟情報の本体である事件記録へのアクセスの鍵となるこの情報を得ることができなかったので、訴訟情報である事件記録の閲覧はこれまで訴訟当事者またはその利害関係人に限られ、極めて限定的であった。

2.2 知財提訴データベース

この訴訟記録への鍵である情報を当事者名などから検索できるのが、「知財提訴データベース」<https://jp.s-nippo.com/> (有限会社パテントヒンメル提供) である。

このデータベースは、知財訴訟専属管轄権を有する裁判所担当部で開廷が行われた全ての知財訴訟(現在、約 9,600 件)を網羅している。訴訟に関する表 1 の項目を蓄積し検索することができる。データの更新は法廷開廷日の当日、正午に行われる。この「知財提訴データベース」によって、企業名をキーとして、特許訴訟の存在、及び存在するのであれば、事件番号と開廷した担当地裁部及び担当知財高裁部を知ることができる。裁判の公開性の原則に従い、これによって、誰でも日本の訴訟情報の本体である事件記録にアクセスできる。

表 1

項目と説明	データの例
裁判所名 担当部	東京地裁 29 部
事件番号	平成 16 年 (ワ) 第 00100 号
請求内容 (事案の簡単説明)	損害賠償請求事件
原告/被告 (高裁では、提起側及び相手側)	原告) (株)ABC 被告) (株)XYZ
裁判経過——訴訟事件がたどる開廷段階 (弁論準備, 弁論, 第一回弁論, 証拠調, 和解, 判決言渡)	2005-04-19 第 1 回弁論 2006-11-20 判決言渡

2.3 事件記録の閲覧

事件記録を閲覧するためには、「知財提訴データベース」で当事者名から、その閲覧したい訴訟の裁判所名と担当部を知り、東京地方裁判所、大阪地方裁判所、または、知的財産高等裁判所の記録係で記録の閲覧申請を行う必要がある。そのための手順は次のようになっている。

- ① 閲覧したい事件の担当民事部に連絡して、閲覧したい日時に、記録係で記録が閲覧できるかを確認する。
- ② 閲覧したい事件の事件番号、当事者、担当民事部を「民事事件記録等閲覧・複写票」に記入し印紙を貼付して、本人確認とともに事件記録係に提出する。
- ③ 希望する事件記録の閲覧。
- ④ 裁判所は、利害関係人へのみ記録の謄写を許可しており、利害関係人以外の第三者は紙記録の謄写はできない。裁判所は、個人情報保護の観点から第三者による記録の謄写を容認していない。しかし、第三者は記録の閲覧ができるから、記録書類の要約を作成して、訴訟がどのように進められ、どこまで進んでいるかを知

ることができる。

2.4 事件記録の書類

裁判所に保管されている事件記録の書類は、訴訟の進行に沿って当事者ならびに裁判所によって産生される。特許権侵害訴訟は、概して図 2 のような進行段階をたどる。

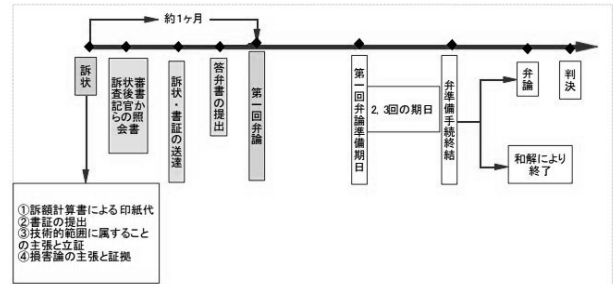


図 2 弁護士小林幸夫レジюмеから転載

訴訟は、最も簡単に言うと、初めに訴状が提出され送達されて開始され、その後は、相手側が答弁書を提出し、判決言渡し(または和解)を目指して弁論が行われる。その弁論のために、ほとんどの場合、裁判所の指揮の下、必要な回数の期日を設けて弁論準備が行われる。この準備期日ごとに両当事者は、おのおの主張、反論、弁駁を準備書面で行う。必要に応じて、自己の主張を裏付けるために書証が導入される。また、相手側に、不明な点の釈明・説明を求めることもできる。

国民に公開される事件記録の書類は、典型的には、おおよそ表 2 のようになる。

表 2

1. 訴状
2. 答弁書
3. 原告第 1 準備書面
4. 被告準備書面 (1)
5. 原告第 2 準備書面
6. 被告準備書面 (2)
7. 原告第 3 準備書面
8. 被告準備書面 (3)

これらの書類を閲覧し、その要約を作成すると、次のことが分かる。

訴状では、訴えの根拠となる権利の特許番号、侵害被疑行為、被疑製品名、また、損害賠償請求額などの訴えの基本的な要素を知ることができる。

これに対する反論がなされる答弁書では非侵害と特許権無効等の反論がなされる。次の、原告第一準備書面では、これに対する反駁が行われる。

裁判所は、弁論準備手続きを、通常、複数回の期日を設定して行う。両当事者は、その弁論準備期日ごとに、相互に作成提出する準備書面において、必要な主張、弁駁、反

駁、また、釈明、希釈明（相手側・釈明あるいは説明を求めること）を行うので、この準備書類を閲覧し、それらの内容を把握すれば、訴訟の詳細な状況を知ることができ、両当事者の争いが何であるかを具体的に 100%詳細に理解できる。

次に、事件記録の書類、訴状、答弁書、各弁論準備書面からの要約を例示する。これにより、特許権について両当事者がどのような主張をなしたかが理解できる。

2.5 日本の訴訟情報のまとめ

訴訟の公開性の原則によって、私たち国民は、その訴訟の内容を知ることができる。知財訴訟の内容に実際にアクセスするには、鍵となる情報（＝事件番号と当事者名と管轄裁判所担当部）が必要である。これらのデータは、「知財提訴データベース」によって、検索入手することができる。権利関係が確定する前に特許を巡る訴訟情報、すなわち特許権がどのように争われ、確定しようとされているかを知ることができる。この「知財提訴データベース」が提供する情報を鍵として、たとえば、次の課題に答える知見を与える訴訟情報が入手できる。これらの課題は、いずれも、企業の事業意思決定に重大な関連性がある。

- ① 同業他社が訴訟をする傾向がある企業か否かを知りたい。
- ② 警告書を受けたが、他社を既に提訴したと聞いている。この訴訟情報を入手したい。
- ③ ある企業が大阪地裁で提訴しているとの情報があるが、過去の公知例を証拠として提出して抗弁していると聞いている。この情報を入手したい。
- ④ ある企業が、警告書を受けて、無効理由があると考えて、無効審判を請求した。その結果、次の URL の特許情報プラットフォームで無効審決が下りたことは確認できた。

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

その後、審決取消訴訟が出されたが、現在は審理中で、判決が言い渡されていないと聞いている。審決取消訴訟の情報を入手したい。

訴訟情報は、特許権がどのように企業の事業に実際に関連するのを示すものであって、企業は、自己の事業について正しく意思決定を下すために、その情報をいち早く入手する必要がある。「知財提訴データベース」は、その訴訟情報への扉を開くものである。

2.6 訴訟記録の事例

次に訴訟記録の要約を書類ごとに例示して、特許権について原告特許権者と被告との係争をどのように理解できるかを示す。なお、内容は仮想のものである。

1) 訴状要約書

特許権侵害差止請求事件
訴訟物の価額 300万0000円

印紙 2万0000円
原告：XXXXXX インコーポレイテッド
被告：YYYYYY 株式会社

被告は、被告製品目録1および2に記載の製剤、すなわち
ノイトラゼ静注液 10mg
ノイトラゼ静注液 50mg
を生産、譲渡または譲渡の申し立てをしてはならない。

被告は、同製剤は廃棄せよ。
原告特許権 444444

被告製品と発明の対比

- a ノイトラゼの濃度が2ないし8mg/mlである
- b pHが5.3もしくは5.6から5.4（10mg）もしくは5.4から5.5である
- c 薬効成分のノイトラゼの水溶液である。
- d 医薬的に許容される期間の貯蔵後、製剤中のノイトラゼ含有が当初含量の少なくとも89%であり、
- e 該水溶液が澄明、無職、沈殿含有のままである、
- f 点滴静注液用の
ノイトラゼ G の医薬的に安定な製剤。

これらの構成 a ないし g は、発明の構成要件 A ないし G を全て充足する。

2) 答弁書要約書

認否

被告製品が発明の構成要件 C を満たすことは、否認する。
被告製品は、ノイトラゼと等量のカフェインを含有している。

他の要件には、希釈明に対する原告釈明を待って、認否する。
希釈明事項

1) 要件 A および B の「濃度が1ないし5mg/mlで」かつ「pHが5.5ないし6」とは、どのような手段で、どのような条件で、測定して、それぞれの値となるのか？ その手段、条件は、明細書のどこに記載があるのかを示せ。

2) 要件 D の「医薬的に許容される期間の貯蔵後」とは、また、要件 G の「医薬的に安定な調剤」とは、具体的にどのような期間を意味し、また、「医薬的に安定な」は何を意味するのか？

3) 要件 D の「医薬的に許容される期間の貯蔵後」、要件 G の「医薬的に安定な製剤」であることは、どのように立証されるか？

本件特許の無効理由

本件特許のノイトラゼの濃度1ないし5mg/mlの溶液は、昭和YY年XX月ZZ日に公告の特許1X31X4X9Xとして登録され、本件特許出願以前の公知物質であり、高純度のノイトラゼ水溶液を当該麻酔薬として用いることも公知であった。本件特許は無効にされるべきものである。

本件発明は、公知物質のノイトラゼ水溶液に関して、pHを「5.5ないし6」と限定し、「医薬的に安定」であることを構成要件として指定しただけのものであり、公知物質のノイトラゼ水溶液と実質的同一であるか、または、これから容易に発明できたものである。よって、この無効論は詳細に追加する。

3) 原告第一準備書面要約書

希釈明の回答

1) どのように pH を 5.5 ないし 6 にするのかについてなんら限

定もないので、其の手段とも限定してない。この構成要件の充足を被告が認否するうえで、この情報は不要であるので、答える必要はない。

2) 「医薬的に許容される期間」は、明細書で言うように「当業界で一般的に要求される期間」を意味し、当業者である被告には自明である。

3) 「医薬的に安定な製剤」はどのような安定性を意味するか、それを達成するために、どんな技術的手段があるかは、被告製品を被告自身が医薬品承認を得て販売しているのだから、被告はこれを心得ている。被告は、事実、その承認に関する書類（甲第8号証）に、2年間安定であることが確認されたとの文言があり、被告の希釈明に答える必要はない。

被告は早急に具体的な認否などを行うことによって、この裁判の迅速な進行に協力すべきである。

構成要件 C について

被告はプロパノールを含有しているので、要件 C を充足しないとしているが、水溶液は、単に、「ある物質を水に溶解させた溶液、」または、「水を溶媒とする溶液」を意味する以上の意味はなく、現に、ワイン、酒、海水は、水溶液と呼ばれる。

ノイトラゼの水溶液とは、ノイトラゼを水に溶解させた液体であれば、よく、プロパノールのような物質を含んでも、それは、ノイトラゼの水溶液である。

ちなみに、「からなり」については、無効審判審決（甲第13号証）に、この「からなり」は、「その他の要素を構成要素としないという意味で用いられる表現ではない」と明示されている。この点から、被告製品が「ノイトラゼの水溶液からなる」は明らかである。

4) 準備書面被告第一（被告の弁駁）

非侵害論

1 本件請求項 1 の技術的範囲

1) 本件請求項 1

1-1C 要件について

「ノイトラゼの水溶液からなり」の要件は、この発明の製剤がノイトラゼと水のみからなる水溶液であることを意味しており、一切添加物を含まないことを意味する。明細書 6 ページ 10 行に「この製剤は他の成分を含みならず、原則として約 1% を超える不純物を含んではならない」と記載されており、どの実施例も、ノイトラゼを注射用水に溶かすことが記載されているのみで、他の添加物などは一切加えられておらず、添加物を加えることを許容することは明細書に記載されていない。このように、明細書に「有効成分が酸性またはアルカリ性薬剤、緩衝剤もしくはその他の添加物を含まないノイトラゼ水溶液を用いることにより、達成できる。」「この製剤は他の成分を含みならず、原則として、約 2% を超える不純物を含んではならない」と明記してある。従って、この発明はノイトラゼと水のみからなる水溶液であることを意味し、他の添加物を一切含まないものであることは明らかである。

1-2D 要件について

原告は「医薬的に許容される期間」は、室温または冷蔵庫の温度で 3 年ないし 5 年に対応すると理解されると答えているが、当業界で一般的に要求される期間といっても、さまざまな医薬の種類、保存態様によって、決まった期間があるわけではないから、きわめて不明確である。しかし、明細書の記載のみから「3 年ないし 5 年」と解釈せざるを得ない。

1-3G 要件について

「医薬的に安定な製剤」の意味は、相変わらず、不明瞭である。

2 被告製品は、C 要件を非充足であるので、本件発明の技術的範囲に含まれない。

被告製品は、ノイトラゼと、これと等量のカフェインを含む水溶液である。そのため、C 要件を充足しない。被告製品が「濃グリセリン」を含むのは、ノイトラゼの水溶液の場合、その分解が類似物質、3 量体が副生し、これを抑制するためにカフェインを添加することが有用であることを見出して、特許出願し特許 4X6X8X0 等として特許を取得した。

3 D 要件の充足について立証がない

「医薬的に許容される期間」は、明細書の記載からすると「3 ないし 5 年」を指すものと考えられるが、被告製品が、そのような期間を貯蔵後 D 要件を充足することは立証されていない。

無効論

1 本件発明は公知文献に記載の発明と同一であるか、もしくはこれら容易に想到できる。

ノイトラゼは、昭和 YY 年 MM 月 DD 日に公告された特許 1X2X3X 号に記載され、本件特許出願の以前における pH 範囲が同一の公知物質であり、高純度のノイトラゼ水溶液を麻醉剤として用いることは公知であった。

1) 公知文献の記載

乙第 5 号証（特開平 X-X1X8X3）の次の番号段落に記載されている。

0011 ないし 0012

0016 ないし 0017

0020

0032 ないし 0033

2) 乙第 5 号証に記載された発明

3) 一致点

光学純度が高いノイトラゼから得た 0.5% H₂O は、5mg/ml に相当する水溶液であり、本件発明の濃度「1 ないし 5mg/ml」の「ノイトラゼの水溶液」と一致する。また、ラット腸腔内のみに投与されているから、用途も一致している。

4) 相違点

相違点 1: pH の値について言及がない。

相違点 2: D 要件と E 要件の記載がない。

5) 相違点の検討

(1) 相違点 1 について

乙第 5 号証と同じ純度ノイトラゼを注射用水に溶解する実験をしたところ、pH はなんら技術的操作をほどこすことなく 5.5 ないし 6 になることが確認された（乙第 6 号証）。言い換えれば、高純度ノイトラゼを水に溶解させれば、必然的に、この Ph 範囲になることが確認された。したがって、この Ph 値は高純度ノイトラゼ水溶液が本来有する性質であり、特許権の発明の構成要件とはならない。

(2) 相違点 2 について

ノイトラゼ水溶液は、乙 7 号証に、安定であることが記載されている。したがって、これも、公知物質の性質を単に記載したに過ぎないと推定される。被告は、「安定性」の確認実験を行っており、結果を提出する。

6) まとめ

乙第 5 号証の記載と同一であるか、また、そこから容易に想定できるものであり、また、乙第 5 号証と乙第 7 号証から容易である。無効審判において、無効にされるべきものである。

3. 米国訴訟情報

3.1 米国訴訟情報の概略

特許権に関する訴訟は、連邦裁判所が管轄権を持つ。第一審(特許侵害訴訟ならびに特許無効/非侵害宣言請求)を管轄するのは、連邦地方裁判所(全米94カ所)である。その訴訟情報を、連邦司法総局(Federal Judiciary)が管理運営するPACER(Public Access to Electronic Court Records=電子裁判所記録公衆アクセス)を通じて、口頭弁論収録集(口頭で行われた弁論を収録した記録)など、すぐさま、書き出されていないものを除きリアルタイムに、インターネットを通して公衆に入手可能な状態としている。特許訴訟の第二審裁判所、CAFCの訴訟記録も同様である。

さらに、米国特許商標庁の審判部(PTAB=Patent Trial and Appeal Board)の再審査手続きの記録、ならびに、通商法337条の米国国際貿易委員会(ITC=International Trade Commission)での輸入禁止命令請求手続きの書類も、電子化情報としてアクセスできる。

3.2 米国における特許訴訟の進行

訴状が提出されると裁判が開始され、事件番号とドケットシート(米国訴訟の経過を示す事件記録)が作成され、以降、訴訟の進行に沿って、産出された書類は時間の経過に沿ってドケットシートによってまとめられている。

基本的に、事実審(トライアル)に向かってディスカバリー(証拠発表手続き)が行われ、事実審の結果、陪審評決が下される。この間、両当事者は裁判所に請求申立て(Motion)を提出することができ、そのたびに裁判所はこれについて前事実審判決(サマリージャッジメント)を下す。進行のおおよその経過を図3に示す。

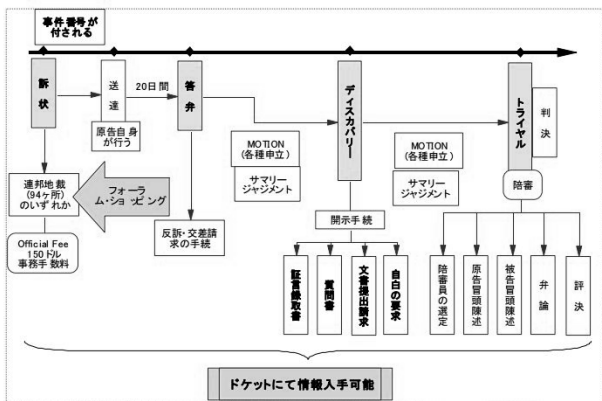


図3 弁護士小林幸夫レジュームから転載

3.3 米国訴訟日報データベースの概観

米国連邦地方裁判所に提起された全ての特許訴訟の情報は、ほとんどの場合、日本時間でその提訴の翌日、回収されている。その毎日の新規の特許訴訟のリストを「米国訴訟日報」として電子メールで受信することができる。

このように米国の全ての特許訴訟の情報を、過去10年

以上、毎日回収して蓄積して得られたのが、「米国訴訟日報」データベースである。

3.4 米国訴訟日報データベースの内容

全体の収録件数は、1972年12月に提訴された訴訟を最先とする米国特許訴訟78,167件(2015年4月13日現在)を網羅している。連邦地方裁判所の訴訟のみならず、PTAB及びITCの提訴手続きも一体に網羅されている。

3.5 米国訴訟日報データベースのデータ項目

データベースとして提供している項目、特徴は次のような内容である。

1) 特徴1(特許関連情報からの検索)

次の特許関連情報(米国特許番号、特許分類コード、対応特許番号)をキーとして、米国特許訴訟を検索できる。

① 米国特許番号

2005年以降提訴の53,729件の訴訟については、ほぼ100%訴訟特許番号が関連付けられている。

② 特許分類コード

全ての米国訴訟特許についての米国特許分類(USCL)または共通特許分類(CPC)は100%収録されている。「共同特許分類:G06F17/30241をキーで検索すると85件の特許訴訟がヒットした。」

訴訟日付	事件名	裁判所名	事件番号
16/04/08	Location Services IP, LLC v. Angia's List, Inc.	米特許庁	2156v377
16/04/08	Location Services IP, LLC v. The Wendy's Company et al	米特許庁	2156v383
16/04/08	Location Services IP, LLC v. Walgreen Company	米特許庁	2156v382
16/04/08	Location Services IP, LLC v. Burger King Corporation	米特許庁	2156v378
16/04/08	Location Services IP, LLC v. Target Corporation	米特許庁	2156v381
16/04/08	Location Services IP, LLC v. Hilton Worldwide, Inc.	米特許庁	2156v379
16/04/08	Location Services IP, LLC v. Yumi Brands, Inc. et al	米特許庁	2156v380
16/03/07	Location Services IP, LLC v. Blue Cross and Blue Shield Association et al	米特許庁	2156v194
16/03/07	Location Services IP, LLC v. Subway Sandwich Shops, Inc. et al	米特許庁	2156v193
16/03/07	Location Services IP, LLC v. UnitedHealth Group Incorporated et al	米特許庁	2156v195
15/11/24	Covered Business Method Patent Review of U.S. Patent No. 7,499,946 Petitioner: CoreLogic, Inc.	PTAB	cbm2016-00017
15/11/24	Covered Business Method Patent Review of U.S. Patent No. 7,092,957 Petitioner: CoreLogic, Inc.	PTAB	cbm2016-00016
15/11/24	Covered Business Method Patent Review of U.S. Patent No. 8,065,352 Petitioner: CoreLogic, Inc.	PTAB	cbm2016-00018
15/10/29	Location Services IP, LLC v. Comcast Corporation f/k/a Comcast Holdings Corporation et al	米特許庁	2156v1688

③ 対応特許番号

欧州、日本、韓国、日本、中国(台湾)の特許/公報番号をキーとして、その対応米国特許と米国特許訴訟を検索できる。

「日本特許 X8X5X0X から米国訴訟を検索した結果は IPR 請求が1件であった」

訴訟日付	事件名	裁判所名	事件番号
16/04/08	Inter Partes Review of U.S. Patent No. 7,092,957 Petitioner: General Electric Company	PTAB	ip2016-00015

2) 特徴 2 (対応特許の情報取得)

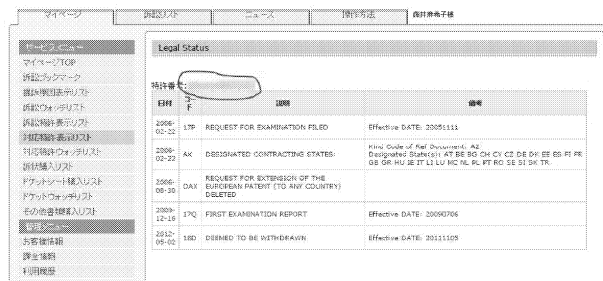
米国で訴訟の対象となった米国特許の欧州、日本、韓国、日本、中国(台湾)対応特許について、その番号、フロントページ及びリーガルステータスを閲覧することができる。



訴訟 **Inc. v. Corp.** の訴訟特許表示から



訴訟特許 **7,176,709** の対応特許表示を選ぶ



対応 EP **EP1268477(B)** のリーガルステータスを表示

3) 特徴 3 (ドケットシートの閲覧)

訴訟の内容を知るためには訴訟経過を示すドケットシートと、提出された訴訟書類とを閲覧する必要がある。いずれも、通常の場合、ダウンロードできる。

訴状は、米国訴訟において、訴訟の理解のためには、2015年まで FRCP に存在した Form 18 に示されるように、その記載は特許権の所有と侵害行為の存在の指摘だけ足りるとされてきたので、入り口に過ぎないことが多い。また、修正が行われる可能性が高いので、ドケットシートによって、どれが、最も直近の訴状かを確認しなければならぬ場合がある。

3.6 ドケットシート

ドケットシートは、書類日付、書類番号、書類説明=内容(ドケットテキスト)、書類リンクからなるドケット表示部分を持つ。その上部にタイトル部分、及びヘッダー部分

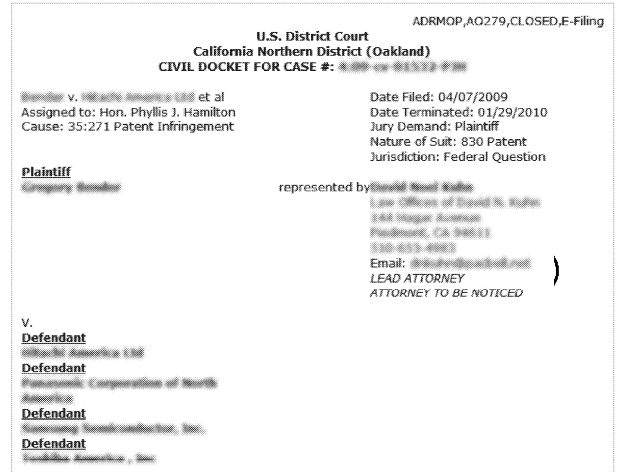
がある。この上部部分は次の情報を表示する。

タイトル部分: 管轄裁判所名と訴訟番号

ヘッダー部分: 訴訟の事件名, 提訴日, 受命判事名, 被告名とそれらの代理弁護士名

ドケットブラウジング機能: 米国の訴訟は、ディスカバリー制度や当事者対抗主義の訴訟運営のために、日本の訴訟

ドケットシート実例



日付	書類番号	内容	
04/07/2009	1	COMPLAINT / issued summons against Health America Ltd., Respondent Corporation of North America, (Docketing Number: 0001, Health America, Inc. (Filing Fee \$ 250, except number 4801:000000), Filed Gregory Bender , (Attachments: # 1 Civil Cover Sheet)(ga, COURT STAFF) (Filed on 4/7/2009) (Entered: 04/09/2009)	書類購入
04/07/2009	2	ADR SCHEDULING ORDER: Case Management Statement due by 7/8/2009. Case Management Conference set for 7/15/2009 10:30 AM., Signed by Judge James Larson on 4/7/09. (Attachments: # 1 Standing Order)(ga, COURT STAFF) (Filed on 4/7/2009) (Entered: 04/09/2009)	書類購入
04/07/2009		CASE DESIGNATED for Electronic Filing. (ga, COURT STAFF) (Filed on 4/7/2009) (Entered: 04/09/2009)	
04/09/2009	3	REPORT on the filing of an action regarding PATENT INFRINGEMENT (cc: form mailed to register). (ga, COURT STAFF) (Filed on 4/9/2009) (Entered: 04/09/2009)	書類購入
07/10/2009	4	CLERKS NOTICE Case Management Conference set for 7/29/2009 10:30 AM. (wh, COURT STAFF) (Filed on 7/10/2009) (Entered: 07/10/2009)	書類購入
07/22/2009	5	Declination to Proceed Before a U.S. Magistrate Judge by Gregory Bender. (Kuhn, David) (Filed on 7/22/2009) (Entered: 07/22/2009)	書類購入
07/23/2009	6	CLERK'S NOTICE of Impending Reassignment to U.S. District Judge (wh, COURT STAFF) (Filed on 7/23/2009) (Entered: 07/23/2009)	書類購入
07/23/2009	7	ORDER REASSIGNING CASE. Case reassigned to Judge Hon. Phyllis J. Hamilton for all further proceedings. Judge Magistrate Judge James Larson no longer assigned to the case. Signed by Executive Committee on 7/23/09. (mab, COURT STAFF) (Filed on 7/23/2009) (Entered: 07/23/2009)	書類購入



キーワードマーキング表示



キーワード切出し表示

に比べて、長大になりやすく、ドケットシートも対応して長大になりやすい。その閲覧を援助するために、書類説明のドケットテキストを自由にキーワードで検索して、キーワードマーキング表示したり、キーワードが存在する部分だけを切り出し表示できる。

3.7 前事実審の段階

訴訟進行のうち、注目すべきはディスカバリーと Motion 手続きである。ディスカバリーは、争いに関する情報を開示し収集する手続きであり、事実審のために行われる。ディスカバリーの範囲を設定するために、侵害論に関する主張書面 (infringement contentions) の提出を定める裁判所もある。一連の質問書 (interrogatories), 法廷以外の場所 (たとえば弁護士事務所など) で質問に答えさせる証言録取

書 (deposition), 相手方の持っている書類をすべて提出させる文書類の提出 (production of documents or things) によって行われる。Motion は、訴訟進行中いつでも、当事者が、裁判所の介入、判断を求めるために行われる。裁判所は、この Motion の認容/却下を行わなくてはならない。Motion の範囲は、ディスカバリーの手続き上の詳細から、訴えの取り下げまで広範にわたる。事実問題の検討なしに法律問題を決めることができるとき、裁判所はその法律問題を事実審なしに決しなくてはならない。

4. おわりに

日本の訴訟情報は、「知財提訴データベース」を利用することによって把握することができ、企業の意思決定に重大な訴訟状況などの知見を得ることが可能である。

米国の訴訟情報については、基本情報が電子化されているため容易に取得できる。また、「米国訴訟日報」データベースを利用することによって、米国の訴訟 (対象の特許番号) から米国以外の対応特許情報をシームレスに検索することもできる。

今後、欧州単一特許制度の発効にともない、欧州の訴訟情報、訴訟件数が増加している中国等の訴訟情報の要望も高まってきている。

各企業の活動がグローバル化したことにより、各地域の訴訟情報を正確にかつタイムリーに入手し、自己の事業の意思決定を確実、迅速に行うためには、事業に関する特許権の現在の状況を知る必要がある。これには、「今の」訴訟情報が不可欠である。

Special feature: Patent Litigation Search. How to obtain information of Japanese and U.S. patent litigation. Yasuo Fujii (INOUE Building, 2-2-11, Fujimi, Chiyoda-ku, Tokyo, 102-0071)

Abstract: Tokyo and Osaka District Courts, exclusive jurisdictions of IP lawsuits in Japan and IP High Court have the IP litigation dockets on paper. The Constitution entitles the public to access all the dockets, but in reality they would be not accessible to public, without knowledge of existence of lawsuits, case numbers and the names of courts before which the lawsuits have been initiated. The IP Litigation Database provides all the pieces of information allowing the public to do what the Constitution allows them to.

Almost every U.S. patent lawsuit the data of which are electronic can be alerted of on the same date when they have been filed in the U.S. District Courts. A function for browsing litigation dockets is available for users to search the docket texts with free key words.

Keywords: patent / litigation / dockets / information